

第 17 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 4 年 4 月 19 日 (火) 午後 1 時 30 分
会 場 喜多方プラザ 小ホール

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 36 号 会務報告について

報告第 37 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 80 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 81 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 82 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 83 号 現況確認証明申請について

議案第 84 号 農用地利用集積計画について

議案第 85 号 農用地利用配分計画（案）について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告 2 件、議案 6 件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第17回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、13番 木村富士男委員、14番 小林博行委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第36号及び報告第37号の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第36号 会務報告について

○事務局

[1件を朗読、説明。]

報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔16件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第36号及び報告第37号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第36号及び報告第37号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第36号及び報告第37号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔使用収益権設定1件、所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

使用収益権設定のNo.1については、10番 小林千代松委員

所有権移転のNo.1については、13番 木村富士男委員、No.2については、9番 大津康男委員、No.3については、11番 平田恭一委員、No.4については、4番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔使用収益権設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第3条使用収益権設定No.1についてですが、4月9日に〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を実施しました。現状では2筆は既にアスパラを作付けしており、関柴の314、317番については昨年まで田でしたが、徐々にアスパラを作付けしていくとの話でした。その様なことから、本申請に伴い周辺農地へ支障及ぼすことはなく、今後も管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第3条所有権移転案件No.1について、補足説明いたします。去る4月6日水曜日 午後1時から有限会社〇〇〇代表取締役の〇〇〇さんの代理の〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん、私の3人で現況調査及び聞き取り調査を行いました。現地は雄国山麓の中腹にあり、近くにはソーラー発電やぶどう畑がありますが、大部分はそば畑になっておりました。今回の申請地の半分位は、そのままトラクターで耕せば耕作できる様な状態ですが、残りについては松の木が少し生え始まっている様な状態で、重機を入れて徐々に整地して数年後には全面そば畑にするとのことでした。よって、今回の所有権移転については何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、報告いたします。4月6日午後1時半より、譲受人 〇〇〇氏より聞き取り並びに

現地調査を行いました。譲渡人の〇〇〇氏は高齢で耕作管理出来ないため譲り渡すとのことでした。また、現地は田2筆が適切に管理されてきました。畑3筆も適切に管理されてきました。結果、本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第3条所有権移転案件No.3について、去る4月5日午前8時30分頃より現地調査並びに申請人 〇〇〇氏より聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については、農地の集団化、農作業の効率化及び水利調整などで周辺地域における農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れはないと判断しました。以上ご報告申し上げます。

○小沢勝則委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。農地法第3条所有権移転案件No.4について、報告いたします。現地調査は、申請人から内容の聞き取り調査を行いまして、去る4月7日午前10時半ごろに譲渡人の〇〇〇氏と〇〇〇氏立ち会いのもと内容の聞き取りを行いました。今も野菜畑として利用しており、申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第80号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第80号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第81号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、12番 木戸賢治委員、No.2については、17番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木戸賢治委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番木戸です。農地法第4条案件No.1について、説明いたします。去る4月12日午前9時30分より申請地において、事務局より誼高次長、小汲主査、湯浅主事、農業委員からは菅井委員と私、また、申請人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに内容の確認を行いました。申請内容については、事務局説明の通りで申請地は先月の議案第76号で農業振興地域整備計画の変更が承認されております。したがって、本申請の米加工施設の増築については、問題はないものと判断しまし

た。以上です。

○佐藤光伸委員

〔No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番佐藤です。4月12日午前10時20分より申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。申請内容については、議案書のとおりです。新築予定地の下側には落雪がありますが、落ちる場所についても申請人の田であり、特には問題はありません。生活排水は排水路を通じて流す計画ですが、土地改良区の確認を受けるとのことです。新築することで、農地への移動時間が大幅に短縮され、作業効率も格段に上がることです。新築地の周辺には隣接する住宅もなく、工事に伴う悪影響は考えられませんでした。また、工事予定地の土が流出しないように十分に転圧を行うとの確認が取れました。以上のことから、本申請には何ら問題ないものと判断しました。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第81号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第81号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定3件、所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、10番 小林千代松委員、No.2については、3番 渡部清孝委員、No.3については、15番 菅井大輔委員、所有権移転のNo.1については、3番 渡部清孝委員、No.2については、9番 大津康男委員、No.3、No.4については、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第5条設定の案件No.1についてですが、去る4月11日月曜日の午前10時ごろ、岩下局長、誼高次長、渡部委員、私と被設定人の〇〇〇さん、設定人の〇〇〇さん出席の上、現地調査と聞き取り調査をいたしました。現況は田で3枚ですが、周辺は田であり支障をきたすようなことはありませんでした。砂利採取ということで安全柵を設けて、十分に安全に配慮して採取したいという話がありましたので、特に問題はないと思われました。以上です。

○渡部清孝委員

〔権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第5条設定の案件No.2について、補足説明いたします。去る4月11日午前9時15分ごろより設定人の〇〇〇さん、事務局より岩下事務局長、誼高次長、農業委員の小林さんと私で現地調査を実施しました。被設定人の〇〇〇さんは、東京在住のため欠席し

ました。なお、設定人と被設定人は兄弟です。現地には既に農業倉庫がありその南側は庭になっていました。亡くなった父が建設したものだそうです。本申請のために登記簿等を確認したところわかったそうです。顛末書付きとなっています。転用することにより土砂が流出しないよう十分注意して造成し、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない措置として、雨水は地下浸透及び東側と南側の側溝へ流します。排水は合併浄化槽を設置し、東側側溝へ流します。南東側に農地がありますが、住宅は道路を挟み北側に建設するため、支障を及ぼすことはないと判断しました。以上です。

○菅井大輔委員

〔権利設定のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番菅井です。農地法第5条設定の案件No.3について、ご報告いたします。去る4月12日午前9時10分より、申請地において現地調査並びに聞き取り調査を行いました。設定人の〇〇〇さんは欠席、被設定人の〇〇〇さんご夫妻、事務局より誼高次長と小汲主査、支所より湯浅主事と神田主査、木戸委員が立ち会っております。申請地は〇〇〇さん所有の畑で、母屋の南側に位置しております。南西にかけて低くなっており、表土を取った後に砂利で安定勾配にして、十分な締め固めを行うとのことでした。雑排水、下水は公共下水道に接続する予定です。東側は道路を挟んで畑、西側は排水路を挟んで〇〇〇さんが作付けしている水田、南側は雑地の様な土地を挟んで家屋があり、日照等を含めて周辺農地に支障を及ぼさないことを確認いたしました。以上です。

○渡部清孝委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第5条移転No.1について、補足説明いたします。去る4月11日午前9時40分ごろより、譲渡人〇〇〇さんと譲受人〇〇〇さんの代理人の〇〇〇行政書士、事務局より岩下事務局長、誼高次

長、農業委員の小林さんと私で現地調査を実施しました。転用することによって生ずる土砂の流出等の災害を防止するための処置として、周囲に土砂が流出しないよう十分注意して造成します。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための処置として、汚水については地下浸透及び西側と南側道路の側溝へ流します。排水については、合併浄化槽を設置し、処理後に西側道路の側溝へ流します。また、周囲に農地がないため支障を及ぼすことはないと判断しました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。農地法第5条所有権移転No. 2 について、報告いたします。去る4月12日午前9時半より譲受人〇〇〇から〇〇〇氏、譲渡人の〇〇〇さんは欠席です。立ち会い人として塩川総合支所佐藤主査、農業委員の二瓶さんと私で現地調査を行いました。転用の目的は宅地分譲地で、転用により生ずる付近の概要ですが、ここは区画整理事業の完了地区内にあり、土砂の流出等の災害の恐れはないと思われます。周囲に耕作されている農地はなく、支障を及ぼす恐れはないと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第5条所有権移転案件No. 3 について、ご説明いたします。去る4月12日午前9時より譲渡人の〇〇〇さん、譲受人は欠席で代理人の行政書士の〇〇〇さん、農業委員として大津委員と私、事務局佐藤主査立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請地は、周りに塀を設置し、敷地への転圧を行います。雨水は地下浸透とし、周辺は住宅地であり営農等に支障を及ぼす恐れはないと判断いたしました。続きまして案件No. 4 について、説明いたします。4月12日午前9時15分ごろより、譲受人の〇〇〇さんの奥さん、譲渡人は欠席で代

理人の行政書士の〇〇〇さん、大津委員と私、佐藤主査立ち会いのもと現地調査を行いました。敷地は転圧をして、雨水は地下浸透とし、また周辺は住宅地であり農業用の用排水施設はないため、何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第82号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。設定の案件No.1 〇〇〇さんの件ですが、こちらは砂利採取ということで、田が3枚なんですけど、入口が1ヶ所しかないんですが、工事期間が1年間ということは来年は作付けされるのか、そうだとするならば、どういう形で1年間でもっていきのかわからないので教えていただきたいと思います。

○事務局

水田を耕作している箇所は3枚ありますが、入口については1ヶ所で、全体の3枚について砂利採取を行うという計画でございます。地形的に昭和の古い時代に土地改良事業を実施しておりまして、その時に基盤整備したところ2枚と3枚目の田んぼの高さが少し高くて、用排水に少し支障をきたしている状況もあるようです。その辺も含めまして、3枚の田んぼの砂利採取をした時に少し高さも調整したいということで伺っているところでございます。よって、進入路については1ヶ所でございますけれども、奥の方から順次作業を行っていくとのことでございます。1年間ということでございます。許可の期間につきましては、4月下旬からということをお予定しておりまして、1年間でございます作付けには水の関係もありますけれども、間に合わせると現地の方で伺っております。1年間ということですので、田植えの時期が5月の中旬位になると

ということなので、それまでには水の関係もありますけども、代掻きをしてお返しするというので、現地の方で伺っております。以上です。

○議長

齋藤委員よろしいでしょうか

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

他にございませんか

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第82号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第83号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、4番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足

説明がありましたら報告を求めます。

○ 小沢勝則委員

〔No. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。案件No. 1 について報告します。去る4月7日午前10時ごろに申請人の〇〇〇氏本人出席、〇〇〇氏は欠席でしたが、委員からは高野委員、田中推進委員及び私、事務局から山都支所安部主事により現地調査及び聞き取り調査を実施しました。山間部に位置するため、途中までは行けたのですが、農機具の利用が困難になるなど耕作が出来なくなり、非農用地証明は適正であると判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第83号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第83号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第84号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[利用権設定53件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、議案第84号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。こちらの案件の中に〇〇〇さんがありますが、市外の農業法人なんですけど、借受している農地はもっと多いのですが、記載は出来ないんでしょうか。

○事務局

議案書の29ページ、議案のNo.としましては、44番、45番の塩川の案件でございますが、〇〇〇地区の圃場整備事業の中で作業受委託という形で面積を借りて耕作をしている状況でございます。作業受委託分については、こちらの農用地の面積には入っておりません。

○齋藤澄子委員

言っていることが違うんですが、〇〇〇さんは所在地が若松で、若松ですごく借りているが、この案件に若松で借りている面積は面積にあがらないのかとお訪ねしています。ここは100町以上やっているはずですよ。

○事務局

若松の分については、あがらないということになります。あくまでも喜多方市内での農地の面積につきまして、農地台帳の面積を計上していくということでございますので、現時点では市内の面積を計上しているということでございます。

○齋藤澄子委員

申し訳ありませんが、これから先はこのようなケースが多くあると思いますし、入り作で地区内に入ってくる際に多い耕作面積で入って来られる方が多分あると思います。表示出来る様な形で検討していただきたいと思います。

○事務局

他市町村の部分の耕作面積についての計上ということでの内容でございました。なお、他市町村にまたがるものですから、他の農業委員会事務局とも連絡を取りながら、どの様な形で他市町村分の面積についての計上をお互いに相互連絡のもとに出来るかどうかについて、あるいは議案書にあげることにつきましても、事務局の方で検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

齋藤委員よろしいですか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

他にございませんか。

○菅井委員

15番菅井です。今回基盤法の案件の中で2点ほど〇〇〇の訂正があったということで、我々も見逃していた部分があると反省しております。ただ、案件No.40について、正しくは〇〇〇さんなのですが、こちらは地区調整会議では〇〇〇さんと書かれていたんですけども、これがなぜか総会資料で変わっていたのか経緯を教えていただけたらと思います。

○事務局

答弁に時間を頂戴しまして申し訳ございません。その内容につきましては、少し事務局の方で整理させていただきたいと思います。実は申

請書の確認、決裁が最近申請書が回って来たというような実態がありまして、通常ですと早めに支所で受け付けたものについては、本庁の農業委員会事務局の方に進達があつて、我々がチェックするというようなことになり議案を作るわけですが、今回はその辺が人事異動なども絡んでまいりまして、事務が少し煩雑になったり、少し遅れた部分があつたり、少し錯そうしてしまった部分はあつたのかと思います。いずれにせよ〇〇〇からの議案書の提出については、議案書のデータという形ではもらっていたかと思いますが、その経緯については農政係の方に確認しますが、いずれにしてもこのような事態に陥らないように十分事務局の方でチェック体制をしっかりと見直しながら、間違いがないように努めてまいりたいと思います。明確な答弁にはなりません、今後の事務手続き関係について再度確認しながら間違いのないように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長

菅井委員よろしいですか。

○菅井大輔委員

わかりました。

○議長

他にございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第84号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号については、原案のとおり可決することに決定

いたしました。

○議長

続きまして、「議案第85号 農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用配分計画（案）6件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第85号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第85号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第17回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 15：10